

## デジタルサイネージの許可基準の運用について

「京都府屋外広告物条例の規則に関する基準を定める規則」（以下「規則」）は、広告物の構造・形状、設置場所等により広告物の種別を区分し、それぞれの広告物の種別に対し許可基準を定めている。

デジタルサイネージは近年確立された広告技術であるため、「規則」には特段規定されていないが、他の広告物と同様、構造や形状、設置場所等により広告物の種別を判断し、許可基準に適合していれば許可することとする。